

令和元年12月11日 開会

令和元年12月 日 閉会

令和元年第4回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

承認第1号	令和元年度江差町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求め ることについて……………	P 1
議案第1号	江差町特別職の職員で常勤のもの の給与及び旅費に関する条例の一部 を改正する条例について……………	P 13
議案第2号	江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について……………	P 15
議案第3号	江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に ついて……………	P 23
議案第4号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例の制定について……………	P 33
議案第5号	江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について……………	P 37
議案第6号	江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例について……………	P 39
議案第7号	江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について……………	P 41
議案第8号	江差町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について……………	P 43
議案第9号	令和元年度江差町一般会計補正予算（第7号）について……………	P 45
議案第10号	令和元年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について……………	P 71
議案第11号	令和元年度江差町介護保険特別会計補正予算（第2号）について……………	P 85
議案第12号	令和元年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について……………	P 99

承認第1号

令和元年度江差町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を
求めることについて

令和元年度江差町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和22
年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年12月11日提出

江差町長 照 井 誉之介

11月16日に漂着した木造船処理の緊急対策に係る経費を専決処分したこと
について、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和元年11月28日

江差町長 照井 誉之介

令和元年度江差町一般会計補正予算（第6号）

令和元年度江差町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,883千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,054,660千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
農林水産 業費	水産業総務 費	漂着木造船緊急対 策事業	1,883					1,883	
計			1,883					1,883	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9地 方 交 付 税		2,327,837	1,883	2,329,720
	1地 方 交 付 税	2,327,837	1,883	2,329,720
歳 入 合 計		6,052,777	1,883	6,054,660

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		210,527	1,883	212,410
	3 水 産 業 費	33,249	1,883	35,132
歳 出	合 計	6,052,777	1,883	6,054,660

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税	2,327,837	1,883	2,329,720
歳入合計	6,052,777	1,883	6,054,660

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6農林水産業費	210,527	1,883	212,410				1,883
歳出合計	6,052,777	1,883	6,054,660	0	0	0	1,883

(2) 歳入

款			
項	補正前の額	補正額	計
目			
9 地方交付税	2,327,837	1,883	2,329,720
1 地方交付税	2,327,837	1,883	2,329,720
1 地方交付税	2,327,837	1,883	2,329,720
歳入合計	6,052,777	1,883	6,054,660

単位：千円

節		説明
区	分	
1	地方交付税	1,883 普通交付税

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6 農林水産業費	210,527	1,883	212,410				1,883
3 水産業費	33,249	1,883	35,132				1,883
1 水産業総務費	6,885	1,883	8,768				1,883
歳出合計	6,052,777	1,883	6,054,660	0	0	0	1,883

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
12	役 務 費	770	手数料 廃棄物手数料
13	委 託 料	1,113	作業委託料

議案第1号

江差町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例について

江差町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和元年12月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

人事院勧告に基づき、期末手当の支給について変更する必要性を生じたことから、条例を改正するもの。

江差町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例

(江差町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 江差町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和40年条例
第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 江差町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の225」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日か
ら施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の江差町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関す
る条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用す
る。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給
された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第2号

江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

江差町職員の給与に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和元年12月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

人事院勧告に基づき、給与の支給等について変更する必要性を生じたことから、条例を改正するもの。

江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(江差町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 江差町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

給 料 表

(単位:円)

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400

54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200
94		294,900	342,600	381,500	393,300	412,500
95		295,200	343,100	381,900	393,600	412,800
96		295,600	343,500	382,300	393,800	413,000
97		295,800	343,700	382,600	394,000	413,200
98		296,100	344,100	383,100	394,300	413,500
99		296,500	344,500	383,500	394,600	413,800
100		296,900	344,800	383,900	394,800	414,000
101		297,100	345,100	384,200	395,000	414,200
102		297,400	345,500	384,700	395,300	414,500
103		297,800	345,900	385,100	395,600	414,800
104		298,100	346,300	385,500	395,800	415,000
105		298,300	346,800	385,800	396,000	415,200
106		298,600	347,200	386,300	396,300	415,500
107		299,000	347,600	386,700	396,600	415,800
108		299,300	348,000	387,100	396,800	416,000
109		299,500	348,500	387,400	397,000	416,200
110		299,900	348,900	387,900	397,300	
111		300,300	349,200	388,300	397,600	
112		300,600	349,500	388,700	397,800	
113		300,800	350,000	389,000	398,000	
114		301,000		389,500		
115		301,300		389,900		
116		301,700		390,300		
117		301,900		390,600		
118		302,100		391,100		
119		302,400		391,500		
120		302,700		391,900		
121		303,100		392,200		
122		303,300		392,700		
123		303,600		393,100		
124		303,900		393,500		
125		304,200		393,800		
126				394,200		
127				394,500		
128				394,700		
129				394,900		

	130				395,200		
	131				395,500		
	132				395,700		
	133				395,900		
	134				396,200		
	135				396,500		
	136				396,700		
	137				396,900		
	138				397,200		
	139				397,500		
	140				397,700		
	141				397,900		
	142				398,100		
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

附則別表第1を次のように改める。

附則別表第1（第3条関係）

給 料 表

（単位：円）

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 以外の 職員	1	144,700	193,600	224,600	256,300	281,100	309,700
	2	145,800	195,400	226,200	258,100	283,200	311,800
	3	147,000	197,200	227,600	259,800	285,200	314,000
	4	148,100	198,900	229,200	261,900	287,200	316,200
	5	149,100	200,400	230,500	263,500	289,000	318,300
	6	150,200	202,200	232,200	265,200	291,000	320,200
	7	151,300	204,000	233,600	267,000	293,200	322,400
	8	152,400	205,800	235,200	268,900	295,100	324,500
	9	153,400	207,400	236,200	270,900	297,000	326,400
	10	154,800	209,100	237,700	272,800	299,200	328,500
	11	156,100	210,900	239,300	274,700	301,300	330,400
	12	157,400	212,700	240,500	276,500	303,600	332,600
	13	158,500	214,100	242,000	278,400	305,600	334,300
	14	160,000	215,900	243,300	280,300	307,600	336,300
	15	161,500	217,600	244,600	282,100	309,800	338,200
	16	163,100	219,300	245,900	283,900	311,800	340,100
	17	164,300	221,000	247,400	285,600	313,700	341,800
	18	165,800	222,700	248,900	287,600	315,600	343,700
	19	167,300	224,300	250,500	289,600	317,500	345,500
	20	168,700	225,900	252,200	291,500	319,500	347,300
	21	170,000	227,300	253,800	293,400	321,100	349,200
	22	172,700	228,900	255,500	295,400	323,200	351,000
	23	175,300	230,500	257,000	297,400	325,100	352,900
	24	177,900	232,100	258,600	299,400	327,100	354,800
	25	180,400	233,100	260,400	301,000	328,500	356,700
	26	182,100	234,600	262,100	303,100	330,300	358,600
	27	183,700	236,000	263,800	305,000	332,200	360,500
	28	185,400	237,200	265,400	307,000	334,000	362,400
	29	186,900	238,300	267,100	308,600	335,600	363,900
	30	188,500	239,500	268,700	310,500	337,400	365,600
	31	190,300	240,500	270,500	312,600	339,300	367,400
	32	192,000	241,700	271,900	314,600	341,000	368,900
	33	193,600	243,000	273,400	315,800	342,800	370,700
	34	195,000	244,000	275,200	317,700	344,600	372,000
	35	196,500	245,200	277,000	319,600	346,300	373,500
	36	198,000	246,500	278,800	321,600	348,000	375,100
	37	199,200	247,400	280,400	323,400	349,300	376,400
	38	200,500	248,600	282,000	325,300	350,600	377,600
	39	201,700	249,800	283,800	327,200	352,000	378,700
	40	203,000	251,100	285,500	329,100	353,300	379,800
	41	204,300	252,500	287,000	330,900	354,600	380,900
	42	205,600	253,900	288,600	332,800	355,500	382,000
	43	206,900	255,100	290,100	334,500	356,500	383,200
	44	208,100	256,300	291,600	336,300	357,600	384,300
	45	209,200	257,400	293,200	337,800	358,400	384,900
	46	210,500	258,600	294,800	339,200	359,200	385,600
	47	211,800	259,900	296,400	340,600	360,100	386,300
	48	213,100	261,000	298,000	342,100	361,000	387,000

49	214,200	262,100	298,900	343,600	361,900	387,600
50	215,300	263,200	300,400	344,400	362,600	388,100
51	216,300	264,500	301,800	345,600	363,400	388,600
52	217,400	265,800	303,400	346,500	364,200	389,000
53	218,400	266,800	304,900	347,400	364,900	389,400
54	219,400	267,800	306,500	348,500	365,500	389,700
55	220,300	269,100	308,000	349,300	366,200	390,000
56	221,300	270,400	309,500	350,400	366,900	390,300
57	221,600	271,300	310,900	351,300	367,400	390,600
58	222,400	272,300	312,100	352,000	368,000	390,900
59	223,200	273,200	313,300	352,600	368,600	391,200
60	223,900	274,300	314,400	353,300	369,200	391,400
61	224,600	275,400	315,100	353,700	369,600	391,700
62	225,600	276,400	316,000	354,300	370,300	392,000
63	226,400	277,200	316,800	355,000	370,900	392,300
64	227,200	278,200	317,500	355,700	371,500	392,600
65	227,800	278,700	318,400	355,900	371,900	392,900
66	228,500	279,600	318,800	356,600	372,400	393,200
67	229,400	280,300	319,500	357,300	373,000	393,500
68	230,400	281,200	320,200	358,000	373,600	393,800
69	231,100	282,200	321,000	358,300	374,000	394,000
70	231,700	283,000	321,700	358,900	374,500	394,300
71	232,200	283,800	322,400	359,500	375,000	394,500
72	232,900	284,600	323,100	360,100	375,500	394,800
73	233,700	285,400	323,500	360,400	375,800	395,000
74	234,300	285,900	324,100	361,000	376,200	395,300
75	234,900	286,300	324,600	361,700	376,600	395,600
76	235,400	286,800	325,200	362,200	377,000	395,800
77	236,100	287,000	325,500	362,600	377,300	396,000
78	236,800	287,200	326,000	363,100	377,600	396,300
79	237,500	287,400	326,400	363,700	377,900	396,600
80	237,900	287,800	326,800	364,200	378,200	396,800
81	238,400	288,000	327,200	364,700	378,300	397,000
82	239,100	288,200	327,700	365,300	378,600	397,300
83	239,800	288,600	328,200	365,700	378,900	397,600
84	240,500	288,900	328,700	366,000	379,100	397,700
85	241,100	289,200	329,000	366,400	379,300	397,900
86	241,800	289,500	329,400	366,900	379,600	398,200
87	242,500	289,800	329,800	367,300	379,900	398,500
88	243,200	290,200	330,200	367,700	380,100	398,700
89	243,700	290,500	330,500	368,100	380,300	398,900
90	244,200	290,900	330,900	368,600	380,600	399,200
91	244,500	291,200	331,400	368,900	380,900	399,500
92	244,900	291,600	331,800	369,300	381,100	399,700
93	245,200	291,800	332,000	369,600	381,300	399,900
94		292,000	332,400	370,100	381,600	400,200
95		292,300	332,900	370,500	381,800	400,500
96		292,700	333,200	370,900	382,000	400,700
97		292,900	333,400	371,200	382,200	400,900
98		293,200	333,800	371,700	382,500	401,100
99		293,600	334,200	372,000	382,800	401,400
100		294,000	334,500	372,400	383,000	401,600
101		294,200	334,800	372,700	383,200	401,800
102		294,500	335,200	373,200	383,500	402,100
103		294,900	335,600	373,600	383,800	402,400
104		295,200	336,000	374,000	384,000	402,600
105		295,400	336,400	374,300	384,200	402,800
106		295,700	336,800	374,800	384,500	403,100
107		296,100	337,200	375,100	384,800	403,400
108		296,400	337,600	375,500	384,900	403,600
109		296,600	338,100	375,800	385,100	403,800
110		297,000	338,500	376,300	385,400	
111		297,300	338,800	376,700	385,700	
112		297,600	339,100	377,100	385,900	
113		297,800	339,500	377,400	386,100	
114		298,000		377,900		
115		298,300		378,300		
116		298,700		378,600		
117		298,900		378,900		
118		299,100		379,400		
119		299,400		379,800		
120		299,700		380,200		
121		300,100		380,500		
122		300,300		381,000		
123		300,600		381,400		
124		300,900		381,700		

	125		301,200		382,000		
	126				382,400		
	127				382,700		
	128				382,900		
	129				383,100		
	130				383,400		
	131				383,700		
	132				383,900		
	133				384,100		
	134				384,400		
	135				384,700		
	136				384,800		
	137				385,000		
	138				385,300		
	139				385,600		
	140				385,800		
	141				386,000		
	142				386,200		
再任用 職員		185,900	213,100	247,600	266,400	281,100	305,700

第2条 江差町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の92.5」を「100分の95」に改め、同条第3項中「100分の92.5」を「100分の95」に改める。

第16条の3第1項各号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「算出した額」を「、それぞれ次に定める額」に改め、「切り捨てた額」の次に「に相当する額」を加え、同号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の江差町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(勤勉手当の割合等の特例措置)

第2条 令和元年12月に支給する勤勉手当については、「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」とする。

(給与の内払)

第3条 改正後の条例の規定及び前条の規定を適用する場合においては、改正前の江差町職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例及び前条の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第4条 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の条例第16条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項に

において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の条例第16条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2千円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の条例第16条の3第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の条例第16条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項に規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第5条 前4条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 3 号

江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を、次のように定める。

令和元年 12 月 11 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるため、所要の条例整備を行うもの。

江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条—第12条）
- 第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第13条—第20条）
- 第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第21条・第22条）
- 第5章 雑則（第23条—第26条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- （2）パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び期末手当をいう。

- 2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。
- 3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

（給料）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料については、江差町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第1号。以下「給与条例」という。）第3条第1項の規定を準用し、会計年度任用職員給料表（別表第1。以下「給料表」という。）に掲げる職種の区分に応じて適用する。

（職務の級）

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを前条において準用する給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表による

ものとする。

- 2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第9条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

（号給）

第6条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（給料の支給）

第7条 給与条例第5条及び第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、第6条第3項中「勤務を要しない日の日数を基準として」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務を要しない日の日数を基準として」と読み替えるものとする。

（端数処理）

第8条 第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第12条において準用する給与条例第11条及び第12条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当及び休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（期末手当）

第9条 給与条例第15条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」と読み替えるものとする。

- 2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったとき（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。次項並びに第17条第2項及び第3項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項に規定する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第10条 第12条において準用する給与条例第11条及び第12条の規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

- 2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第11条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日)又は12月31日から翌年の1月5日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日)である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(給与条例の準用)

第12条 給与条例第9条の3、第11条及び第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与
(報酬)

第13条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例(平成7年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額とする。

(時間外勤務に係る報酬)

第14条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が前項に規定する勤務で

正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（休日勤務に係る報酬）

第15条 祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「祝日法による休日等」という。）及び年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

(報酬の端数処理)

第16条 第19条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第17条 給与条例第15条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第15条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(報酬の支給)

第18条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第19条 第14条及び第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第13条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額

を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第13条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第13条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第13条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額

(報酬の減額)

第20条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

(通勤に係る費用弁償)

第21条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第9条の3第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第22条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、江差町職員の旅費に関する条例(平成12年条例第4号)の規定の適用を受ける職員の例による。

第5章 雑則

(給与からの控除)

第23条 給与条例第2条第2項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第24条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める

会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し規則で定める。

(休職者の給与)

第25条 休職者は、休職の期間中、いかなる給与も支給しない。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

会計年度任用職員給料表

職種の区分	適用給料表	職務の級	適用する号俸の範囲
一般事務補助等の職	行政職	1級	1号俸～9号俸
業務に必要な知識や経験を必要とする職	行政職	1級	5号俸～21号俸
業務上必要な基礎的資格を必要とする職及び現業職	行政職	1級	9号俸～33号俸
保育士の職	行政職	1級 2級	13号俸～33号俸 1号俸～25号俸
特殊な免許・資格を有する現業職	行政職	2級	21号俸～45号俸

別表第2（第5条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2級	相当の知識又は経験を必要とする職務

議案第4号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例を、次のように定める。

令和元年12月11日

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が導入され
ること等に伴い、関係条例において所要の改正をするもの。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(江差町職員定数条例の一部改正)

第1条 江差町職員定数条例(昭和30年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「嘱託及び休職者」を「嘱託、休職者及び臨時的に任用される職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。)」に改める。

(江差町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 江差町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「短時間勤務の職を占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(江差町職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 江差町職員の分限に関する条例(平成元年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第2項中「こえる」を「超える」に改め、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項までの規定の適用については、第1項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、第2項中「3年に」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に」とする。

(江差町職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第4条 江差町職員の懲戒に関する条例(昭和26年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 減給は、1日以上6月以下、給料の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第〇〇号)第20条第1項から第3項までに規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。

(公益法人等への江差町職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益法人等への江差町職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第1項」を削る。

(江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(江差町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 江差町職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第17条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第19条中「職員が」を「職員(会計年度任用職員を除く。))が」に改め、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第〇〇号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第11条及び第20条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの報酬額
- (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額

(江差町職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 江差町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第18条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

(江差町立保育所条例の一部改正)

第9条 江差町立保育所条例(昭和34年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条中「調理師」を「調理員」に、「雇用人」を「清掃員」に改める。

(江差町学童保育所設置条例の一部改正)

第10条 江差町学童保育所設置条例(平成12年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条中「指導員」を「支援員」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 5 号

江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和元年 12 月 11 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行に伴い、江差町印鑑登録及び証明に関する条例を改正するもの。

江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

江差町印鑑登録及び証明に関する条例（平成5年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改める。

第5条第2項を次のように改める。

2 町長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第6号

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和元年12月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の制定に伴い、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第7号

江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について

江差町公共下水道条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和元年12月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の制定に伴い、江差町公共下水道条例を改正するもの。

江差町公共下水道条例の一部を改正する条例

江差町公共下水道条例（平成14年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第1号中「エ」を「オ」に改める。

第8条第1項第4号を次のように改める。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 第18条第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者

ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

オ 法人にあつて、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

第12条第2項第1号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第12条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、町長にその旨を届け出るものとする。

第14条第3項中「第3項」を「第4項」に改める。

第17条中「指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があつたとき、」の次に「第8条第1項第4号ア、エ若しくはオのいずれかに該当するに至つたとき、」を加える。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第8号

江差町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

江差町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和元年12月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、江差町災害弔慰金の支給等に関する条例を改正するもの。

江差町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

江差町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

議案第9号

令和元年度江差町一般会計補正予算（第7号）について

令和元年度江差町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、それぞれ68,813千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,985,847千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年12月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和元年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、減額、その他変更をする必要が生じたことによる。

令和元年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
民生費	老人福祉費	後期高齢者医療広域 連合負担金(市町村療 養給付費負担金)	▲ 5,063					▲ 5,063	
民生費	障害者福祉 費	障害者福祉サービ ス等給付(障害者自 立支援給付費)	▲ 8,000	▲ 4,000	▲ 2,000			▲ 2,000	
民生費	障害者福祉 費	障害者医療給付	▲ 3,560	▲ 1,780	▲ 890			▲ 890	
民生費	児童福祉総 務費	児童手当支給	▲ 1,355	▲ 905	▲ 225			▲ 225	
農林水産 業費	農業振興費	農業経営基盤安定 対策	▲ 1,800				▲ 1,800		
農林水産 業費	水産業振興 費	アワビ栽培漁業推 進	▲ 2,325				▲ 2,300	▲ 25	
商工費	商工業振興 費	産業資金貸付	▲ 1,000				▲ 1,000		
土木費	道路新設改 良費	町道南ヶ丘団地22号 通り及び町道砂川4号 通り道路改良工事	▲ 7,500	▲ 4,620			▲ 2,880		
土木費	道路維持費	橋梁長寿命化補修 対策	▲ 15,000	▲ 9,240		▲ 5,200	▲ 560		
土木費	公共下水道 費	公共下水道事業特 別会計繰出	▲ 320					▲ 320	
教育費	小学校費 教育振興費	要保護児童等就学 援助・特別支援教育 就学奨励	▲ 500					▲ 500	
教育費	小学校費 学校給食費	要保護児童等就学 援助・特別支援教育 就学奨励(給食費)	▲ 800					▲ 800	
教育費	中学校費 教育振興費	要保護児童等就学 援助・特別支援教育 就学奨励	▲ 1,000					▲ 1,000	
教育費	中学校費 学校給食費	要保護児童等就学 援助・特別支援教育 就学奨励(給食費)	▲ 400					▲ 400	
公債費	元金・利子	公債費(元金・利子)	▲ 1,775					▲ 1,775	
減額補正 計			▲ 50,398	▲ 20,545	▲ 3,115	▲ 5,200	▲ 8,540	▲ 12,998	

令和元年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
議会費～教育費		職員人件費等	▲ 39,853					▲ 39,853	
民生費	社会福祉総務費	国民健康保険費特別会計繰出	528					528	
民生費	老人福祉費	介護保険特別会計繰出	3,051					3,051	
土木費	公共下水道費	公共下水道事業特別会計繰出	45					45	
職員人件費関係 計			▲ 36,229					▲ 36,229	
総務費	企画費	生活交通バス路線維持費等補助	15,827					15,827	
総務費	諸費	過年度還付金(平成30年度子ども・子育て支援交付金返還)	567					567	
総務費	戸籍住民登録費	マイナンバーカード普及促進	413	124				289	
総務費	監査委員費	監査委員事務	21					21	
民生費	児童福祉総務費	幼児教育・保育無償化事業	486	243	121			122	
農林水産業費	水産業振興費	江差産ニシン活用促進対策事業	500					500	
計			▲ 68,813	▲ 20,178	▲ 2,994	▲ 5,200	▲ 8,540	▲ 31,901	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
8地方特例交付金		4,996	122	5,118
	2子ども・子育て支援臨時交付金	2,566	122	2,688
9地方交付税		2,329,720	△32,023	2,297,697
	1地方交付税	2,329,720	△32,023	2,297,697
12国庫支出金		588,527	△20,178	568,349
	1国庫負担金	345,832	△6,685	339,147
	2国庫補助金	231,346	△13,493	217,853
13道支出金		337,570	△2,994	334,576
	1道負担金	221,054	△3,115	217,939
	2道補助金	98,296	121	98,417
16繰入金		510,338	△7,540	502,798
	2基金繰入金	508,852	△7,540	501,312
18諸収入		138,779	△1,000	137,779
	3貸付金元利収入	97,714	△1,000	96,714
19町債		900,800	△5,200	895,600
	1町債	900,800	△5,200	895,600
歳入合計		6,054,660	△68,813	5,985,847

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		66,227	51	66,278
	1 議 会 費	66,227	51	66,278
2 総 務 費		1,045,792	△23,966	1,021,826
	1 総 務 管 理 費	968,667	△23,909	944,758
	3 戸 籍 住 民 登 録 費	23,465	413	23,878
	4 選 挙 費	32,370	△491	31,879
	6 監 査 委 員 費	2,833	21	2,854
3 民 生 費		1,787,796	△13,140	1,774,656
	1 社 会 福 祉 費	1,562,451	△13,044	1,549,407
	2 児 童 福 祉 費	225,345	△96	225,249
6 農 林 水 産 業 費		212,410	△3,580	208,830
	1 農 業 費	132,815	△1,755	131,060
	3 水 産 業 費	35,132	△1,825	33,307
7 商 工 費		247,313	△1,000	246,313
	1 商 工 費	247,313	△1,000	246,313
8 土 木 費		788,284	△22,761	765,523
	2 道 路 橋 梁 費	349,469	△22,486	326,983
	5 都 市 計 画 費	199,179	△275	198,904
10 教 育 費		563,135	△2,642	560,493
	1 教 育 総 務 費	104,296	58	104,354
	2 小 学 校 費	118,657	△1,300	117,357
	3 中 学 校 費	127,791	△1,400	126,391
11 公 債 費		651,417	△1,775	649,642
	1 公 債 費	651,417	△1,775	649,642
歳 出 合 計		6,054,660	△68,813	5,985,847

第2表 債務負担行為補正

(追加)

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
役場庁舎警備委託	令和元年度～令和2年度	10,666
役場庁舎清掃委託	令和元年度～令和2年度	3,573
在宅型総合福祉施設清掃委託	令和元年度～令和2年度	2,477
文化会館海側屋上防水改修	令和元年度～令和2年度	26,700

第3表 地方債補正

(変更)

単位：千円

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前	橋梁長寿命化補修対策	33,800	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後	橋梁長寿命化補修対策	28,600	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
8 地方特例交付金	4,996	122	5,118
9 地方交付税	2,329,720	△32,023	2,297,697
12 国庫支出金	588,527	△20,178	568,349
13 道支出金	337,570	△2,994	334,576
16 繰入金	510,338	△7,540	502,798
18 諸収入	138,779	△1,000	137,779
19 町債	900,800	△5,200	895,600
歳入合計	6,054,660	△68,813	5,985,847

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1議会費	66,227	51	66,278				51
2総務費	1,045,792	△23,966	1,021,826	124			△24,090
3民生費	1,787,796	△13,140	1,774,656	△9,436			△3,704
6農林水産業費	212,410	△3,580	208,830			△4,100	520
7商工費	247,313	△1,000	246,313			△1,000	
8土木費	788,284	△22,761	765,523	△13,860	△5,200	△3,440	△261
10教育費	563,135	△2,642	560,493				△2,642
11公債費	651,417	△1,775	649,642				△1,775
歳出合計	6,054,660	△68,813	5,985,847	△23,172	△5,200	△8,540	△31,901

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
8 地方特例交付金	4,996	122	5,118
2 子ども・子育て支援臨時交付金	2,566	122	2,688
1 子ども・子育て支援臨時交付金	2,566	122	2,688
9 地方交付税	2,329,720	△32,023	2,297,697
1 地方交付税	2,329,720	△32,023	2,297,697
1 地方交付税	2,329,720	△32,023	2,297,697
12 国庫支出金	588,527	△20,178	568,349
1 国庫負担金	345,832	△6,685	339,147
1 民生費国庫負担金	336,145	△6,685	329,460
2 国庫補助金	231,346	△13,493	217,853
1 総務費国庫補助金	14,251	124	14,375
2 民生費国庫補助金	23,721	243	23,964
5 土木費国庫補助金	170,070	△13,860	156,210
13 道支出金	337,570	△2,994	334,576
1 道負担金	221,054	△3,115	217,939
1 民生費道費負担金	213,510	△3,115	210,395
2 道補助金	98,296	121	98,417
1 民生費道費補助金	32,147	121	32,268
16 繰入金	510,338	△7,540	502,798
2 基金繰入金	508,852	△7,540	501,312
3 ふるさと応援基金繰入金	42,000	△4,100	37,900
4 旧江差線（木古内・江差間）鉄道施設等整理基金繰入金	18,112	△3,440	14,672

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	子ども・子育て支援臨時交付金	122	
1	地方交付税	△32,023	普通交付税
1	社会福祉費負担金	△5,780	障害者医療給付 障害福祉サービス等給付
			△1,780 △4,000
2	児童福祉費負担金	△905	児童手当支給
1	戸籍住民登録費補助金	124	個人番号カード交付事務費補助金
2	児童福祉費補助金	243	子育てのための施設等利用給付交付金
1	道路橋梁費補助金	△13,860	社会資本整備総合交付金 橋梁長寿命化対策 南ヶ丘団地22号通り及び砂川4号通り道路改良
			△9,240 △4,620
1	社会福祉費負担金	△2,890	障害者医療給付 障害福祉サービス等給付
			△890 △2,000
2	児童福祉費負担金	△225	児童手当支給
2	児童福祉費補助金	121	子ども・子育て支援臨時交付金
1	ふるさと応援基金繰入金	△4,100	農業経営基盤安定 アワビ栽培漁業
			△1,800 △2,300
1	旧江差線（木古内・江差間）鉄道 施設等整理基金繰入金	△3,440	南ヶ丘団地22号通り及び砂川4号通り道路改良
			△2,880

款 項 目	補正前の額	補正額	計
18 諸収入	138,779	△1,000	137,779
3 貸付金元利収入	97,714	△1,000	96,714
1 貸付金元利収入	97,714	△1,000	96,714
19 町債	900,800	△5,200	895,600
1 町債	900,800	△5,200	895,600
5 土木債	243,200	△5,200	238,000
歳入合計	6,054,660	△68,813	5,985,847

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
		橋梁長寿命化補修対策 △560
3 商 工 費 貸 付 金 償 還 金	△1,000	産業資金貸付金
1 道 路 橋 梁 事 業 債	△5,200	橋梁長寿命化補修対策

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 議会費	66,227	51	66,278				51
1 議会費	66,227	51	66,278				51
1 議会費	66,227	51	66,278				51
2 総務費	1,045,792	△23,966	1,021,826	124			△24,090
1 総務管理費	968,667	△23,909	944,758				△23,909
1 一般管理費	631,939	△40,303	591,636				△40,303
6 企画費	230,678	15,827	246,505				15,827
10 諸費	14,689	567	15,256				567
3 戸籍住民登録費	23,465	413	23,878	124			289
1 戸籍住民登録費	23,465	413	23,878	124			289
4 選挙費	32,370	△491	31,879				△491
1 選挙管理委員会費	10,538	△491	10,047				△491
6 監査委員費	2,833	21	2,854				21
1 監査委員費	2,833	21	2,854				21
3 民生費	1,787,796	△13,140	1,774,656	△9,436			△3,704

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
3	職員手当等	42	勤勉手当
4	共済費	9	共済組合負担金
2	給料	△10,940	一般職
3	職員手当等	△25,961	扶養手当 570 住居手当 14 通勤手当 30 管理職手当 △357 期末手当 △2,251 勤勉手当 △736 寒冷地手当 △214 退職手当組合負担金 △23,017
4	共済費	△3,402	共済組合負担金
19	負担金補助及び交付金	15,827	生活交道路線等維持費補助
23	償還金利息及び割引料	567	平成30年度子ども・子育て支援交付金返還
3	職員手当等	50	時間外勤務手当
12	役務費	29	通信運搬費 郵便料・送料
18	備品購入費	334	マイナンバーカード申請補助機器等
3	職員手当等	△462	扶養手当 △360 住居手当 60 期末手当 △78 勤勉手当 △36 寒冷地手当 △48
4	共済費	△29	共済組合負担金
1	報酬	21	議会選出委員報酬

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
1 社会福祉費	1,562,451	△13,044	1,549,407	△8,670			△4,374
1 社会福祉総務費	137,102	528	137,630				528
3 老人福祉費	801,085	△2,012	799,073				△2,012
5 障害者福祉費	582,030	△11,560	570,470	△8,670			△2,890
2 児童福祉費	225,345	△96	225,249	△766			670
1 児童福祉総務費	102,025	△965	101,060	△766			△199
3 常設保育所費	114,554	869	115,423				869
6 農林水産業費	212,410	△3,580	208,830			△4,100	520
1 農業費	132,815	△1,755	131,060			△1,800	45
1 農業委員会費	22,369	45	22,414				45
2 農業振興費	15,213	△1,800	13,413			△1,800	
3 水産業費	35,132	△1,825	33,307			△2,300	475
2 水産業振興費	23,149	△1,825	21,324			△2,300	475
7 商工費	247,313	△1,000	246,313			△1,000	

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
28	繰出金	528	国民健康保険費特別会計繰出金
19	負担金補助及び交付金	△5,063	後期高齢者医療広域連合負担金
28	繰出金	3,051	介護保険特別会計繰出金
20	扶助費	△11,560	更生医療給付 △2,820 日中活動系サービス △6,000 療養介護医療給付 △740 居宅介護サービス △2,000
2	給料	△46	一般職
3	職員手当等	△14	通勤手当 △6 退職手当組合負担金 △8
4	共済費	△36	共済組合負担金
20	扶助費	△869	児童手当 △1,355 認可外保育施設無償化分 486
2	給料	151	一般職
3	職員手当等	657	扶養手当 78 通勤手当 6 時間外勤務手当 350 期末手当 1 勤勉手当 195 退職手当組合負担金 27
4	共済費	61	共済組合負担金
3	職員手当等	38	勤勉手当
4	共済費	7	共済組合負担金
19	負担金補助及び交付金	△1,800	農業機械等導入助成
19	負担金補助及び交付金	△1,825	アワビ栽培漁業推進事業補助 △2,325 江差産ニシン活用促進対策事業補助 500

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国道支出金	地方債	その他	
1	商工費		247,313	△1,000	246,313			△1,000	
2	商工業振興費		103,705	△1,000	102,705			△1,000	
8	土木費		788,284	△22,761	765,523	△13,860	△5,200	△3,440	△261
2	道路橋梁費		349,469	△22,486	326,983	△13,860	△5,200	△3,440	14
1	道路新設改良費		124,404	△7,500	116,904	△4,620		△2,880	
2	道路維持費		164,882	△14,986	149,896	△9,240	△5,200	△560	14
5	都市計画費		199,179	△275	198,904				△275
4	公共下水道費		185,432	△275	185,157				△275
10	教育費		563,135	△2,642	560,493				△2,642
1	教育総務費		104,296	58	104,354				58
2	事務局費		102,727	58	102,785				58
2	小学校費		118,657	△1,300	117,357				△1,300
2	教育振興費		25,992	△500	25,492				△500
3	学校給食費		6,716	△800	5,916				△800
3	中学校費		127,791	△1,400	126,391				△1,400
2	教育振興費		12,060	△1,000	11,060				△1,000
3	学校給食費		4,520	△400	4,120				△400
11	公債費		651,417	△1,775	649,642				△1,775
1	公債費		651,417	△1,775	649,642				△1,775
1	元金		604,973	267	605,240				267
2	利子		46,411	△2,042	44,369				△2,042

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
21	貸付金	△1,000	産業資金貸付
13	委託料	△7,500	町道南が丘団地22号通り用地等測量調査業務委託 △500 町道砂川4号通り用地等測量調査業務委託△7,000
7	賃金	14	土木作業員
15	工事請負費	△15,000	南ヶ丘歩道橋撤去工事
28	繰出金	△275	公共下水道事業特別会計繰出金
2	給料	△98	一般職
3	職員手当等	145	通勤手当 12 期末手当 3 勤勉手当 168 寒冷地手当 △21 退職手当組合負担金 △17
4	共済費	11	共済組合負担金
20	扶助費	△500	要保護・準要保護児童就学援助
20	扶助費	△800	要保護・準要保護児童就学援助
20	扶助費	△1,000	要保護・準要保護生徒就学援助
20	扶助費	△400	要保護・準要保護生徒就学援助
23	償還金利息及び割引料	267	長期借入金償還元金
23	償還金利息及び割引料	△2,042	長期借入金償還利息

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
歳出合計	6,054,660	△68,813	5,985,847	△23,172	△5,200	△8,540	△31,901

単位：千円

節		説明
区	分	
	金額	

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	長 等	3		20,976	7,779 4.45		291	7,892	36,938	5,896	42,834
	議 員	12	26,486		5,728 2.60				32,214	9,745	41,959
	その他の特 別 職 職	417	20,209						20,209		20,209
	計	432	46,695	20,976	13,507		291	7,892	89,361	15,641	105,002
補 正 額	長 等				87 0.05				87	10	97
	議 員										
	その他の特 別 職 職		21						21		21
	計		21		87				108	10	118
補 正 後	長 等	3		20,976	7,866 4.50		291	7,892	37,025	5,906	42,931
	議 員	12	26,486		5,728 2.60				32,214	9,745	41,959
	その他の特 別 職 職	417	20,230						20,230		20,230
	計	432	46,716	20,976	13,594		291	7,892	89,469	15,651	105,120

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	92		323,960	299,107	623,067	108,013	731,080	
補 正 額			▲10,933	▲25,592	▲36,525	▲3,389	▲39,914	
補 正 後	92		313,027	273,515	586,542	104,624	691,166	

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当	時間外手当	通勤手当	住居手当	児童手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 前	10,131	7,332	74,664	53,098	10,981	29,508	1,793	7,626	6,500
	補 正 額	288	▲283	▲2,412	▲329	▲357	400	42	74	
	補 正 後	10,419	7,049	72,252	52,769	10,624	29,908	1,835	7,700	6,500
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	管理職特別 勤務手当 (千円)	退職手当 組合負担金 (千円)	備 考				
	補 正 前			872	96,602					
	補 正 額				▲23,015					
	補 正 後			872	73,587					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	▲10,933	給与改定に伴う増減分	514	人事院勧告等に伴う増額	給料表の改定(平均0.1%)
		昇給に伴う増減分			
		その他の増減分	▲11,447	人事異動等による減額	
職 員 手 当	▲25,592	制度改正に伴う増減分	1,671		
		その他の増減分	▲6,323 ▲20,990 50	人事異動等による減額 退職手当清算納付金 マイナンバーカード普及促進時間外手当	

(5) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源	
						国 支 出	道 金	地 方 債		そ の 他
役場庁舎警備	10,666			令和元 ～ 2	10,666					10,666
役場庁舎清掃委託	3,573			令和元 ～ 2	3,573					3,573
在宅型総合福祉施設清掃委託	2,477			令和元 ～ 2	2,477				1,310	1,167
文化会館海側屋上防水改修	26,700			令和元 ～ 2	26,700					26,700

(6) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額		
1 普通債	2,060,762	1,968,220	187,100	213,295	1,942,025	
(4) 土木債	140,042	201,228	87,000	8,548	279,680	
4 その他	3,545,473	3,437,308	668,400	367,440	3,738,268	
(9) 臨時財政対策債	1,961,314	1,913,029	119,600	177,726	1,854,903	
合計	補正前の額	5,809,546	5,598,344	900,800	604,973	5,894,171
	補正額			▲ 5,200	267	▲ 5,467
	補正後の額	5,809,546	5,598,344	895,600	605,240	5,888,704

議案第10号

令和元年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について

令和元年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ528千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ887,201千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和元年度江差町国民健康保険費特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、その他変更をする必要が生じたことによる。

令和元年度 国民健康保険費特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	職員人件費	528				528		
計			528				528		

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		104,201	528	104,729
	1 一般会計繰入金	104,201	528	104,729
歳入合計		886,673	528	887,201

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		41,252	528	41,780
	1 総 務 管 理 費	28,780	528	29,308
歳 出	合 計	886,673	528	887,201

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	104,201	528	104,729
歳入合計	886,673	528	887,201

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1総務費	41,252	528	41,780			528	
歳出合計	886,673	528	887,201	0	0	528	0

(2) 歳入

款			
項	補正前の額	補正額	計
目			
6 繰入金	104,201	528	104,729
1 一般会計繰入金	104,201	528	104,729
1 一般会計繰入金	104,201	528	104,729
歳入合計	886,673	528	887,201

単位：千円

節		説明
区	分	
3	職員給与等繰入金	528

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	41,252	528	41,780			528	
1 総務管理費	28,780	528	29,308			528	
1 一般管理費	28,302	528	28,830			528	
歳出合計	886,673	528	887,201	0	0	528	0

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
2	給料	989	一般職
3	職員手当等	△642	扶養手当 △648 住居手当 △299 通勤手当 △12 期末手当 92 勤勉手当 112 寒冷地手当 △70 退職手当組合負担金 183
4	共済費	181	共済組合負担金

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)		
補 正 前	長 等									
	議 員									
	その他の特 別 職	12	75					75		75
	計	12	75					75		75
補 正 額	長 等									
	議 員									
	その他の特 別 職									
	計									
補 正 後	長 等									
	議 員									
	その他の特 別 職	12	75					75		75
	計	12	75					75		75

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	3		9,352	8,291	17,643	3,281	20,924	
補 正 額			989	▲642	347	181	528	
補 正 後	3		10,341	7,649	17,990	3,462	21,452	

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当	時間外手当	通勤手当	住居手当	児童手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 前	966	226	2,328	1,656	285	600	12	482	
	補 正 額	▲648	▲70	92	112			▲12	▲299	
	補 正 後	318	156	2,420	1,768	285	600	0	183	
	区 分	宿直手当	特殊勤務 手当	管理職特別 勤務手当	退職手当 組合負担金	備 考				
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)					
	補 正 前				1,736					
	補 正 額				183					
	補 正 後				1,919					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	989	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増減分			
		その他の増減分	989	人事異動等による増額	
職 員 手 当	▲642	制度改正に伴う増減分	46	人事院勧告に伴う増額	給料の増額改定に伴う増額 勤勉手当支給率0.05月引上げ
		その他の増減分	▲688	人事異動等による減額	

議案第11号

令和元年度江差町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

令和元年度江差町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,051千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,088,333千円とし、保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分する。

（保険事業勘定）

第2条 保健事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,051千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,083,081千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定」による。

令和元年12月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和元年度江差町介護保険特別会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、減額、その他変更をする必要が生じたことによる。

令和元年度 介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費 ～ 地域支援事業費		職員人件費	3,051				3,051		
計			3,051				3,051		

第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		188,842	3,051	191,893
	1 一般会計繰入金	180,090	3,051	183,141
歳入合計		1,080,030	3,051	1,083,081

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		34,503	2,990	37,493
	1 総務管理費	18,409	2,990	21,399
4 地域支援事業費		83,558	61	83,619
	2 一般介護予防事業費	13,831	18	13,849
	3 包括的支援事業・任意事業費	36,661	43	36,704
歳出合計		1,080,030	3,051	1,083,081

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括 保険事業勘定

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	188,842	3,051	191,893
歳入合計	1,080,030	3,051	1,083,081

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1総務費	34,503	2,990	37,493			2,990	
4地域支援事業費	83,558	61	83,619			61	
歳出合計	1,080,030	3,051	1,083,081	0	0	3,051	0

(2) 歳入（保険事業勘定）

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
7 繰入金	188,842	3,051	191,893
1 一般会計繰入金	180,090	3,051	183,141
5 その他一般会計繰入金	42,700	3,051	45,751
歳 入 合 計	1,080,030	3,051	1,083,081

単位：千円

節		説明
区	分	
1	職員給与等繰入金	3,051

(3) 歳出（保険事業勘定）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	34,503	2,990	37,493			2,990	
1 総務管理費	18,409	2,990	21,399			2,990	
1 一般管理費	18,409	2,990	21,399			2,990	
4 地域支援事業費	83,558	61	83,619			61	
2 一般介護予防事業費	13,831	18	13,849			18	
1 一般介護予防事業費	13,831	18	13,849			18	
3 包括的支援事業・任意事業費	36,661	43	36,704			43	
1 地域包括支援センター運営費	16,387	43	16,430			43	
歳出合計	1,080,030	3,051	1,083,081	0	0	3,051	0

單位：千円

節		金額	説明
区	分		
2	給料	1,126	一般職
3	職員手当等	1,350	扶養手当 438 通勤手当 △31 期末手当 363 勤勉手当 294 寒冷地手当 70 退職手当組合負担金 216
4	共済費	514	共済組合負担金
3	職員手当等	15	扶養手当 △9 勤勉手当 24
4	共済費	3	共済組合負担金
3	職員手当等	36	勤勉手当
4	共済費	7	共済組合負担金

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)		
補正前	長 等									
	議 員									
	その他の特 別 職	50	3,552					3,552		3,552
	計	50	3,552					3,552		3,552
補正額	長 等									
	議 員									
	その他の特 別 職									
	計									
補正後	長 等									
	議 員									
	その他の特 別 職	50	3,552					3,552		3,552
	計	50	3,552					3,552		3,552

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	6		20,072	14,648	34,720	6,518	41,238	
補正額			1,126	1,401	2,527	524	3,051	
補正後	6		21,198	16,049	37,247	7,042	44,289	

職員 手当 の内 訳	区分	扶養手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当	時間外手当	通勤手当	住居手当	児童手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正前	285	328	4,582	3,261	0	1,800	79	354	
	補正額	429	70	363	354			▲31		
	補正後	714	398	4,945	3,615		1,800	48	354	
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	管理職特別 勤務手当 (千円)	退職手当 組合負担金 (千円)	備 考				
	補正前				3,959					
	補正額				216					
	補正後				4,175					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	1,126	給与改定に伴う増減分	29	人事院勧告に伴う増額	給料表の改定(平均0.1%)
		昇給に伴う増減分			
		その他の増減分	1,097	人事異動等による増額	
職 員 手 当	1,401	制度改正に伴う増減分	115	人事院勧告に伴う増額	給料の増額改定に伴う増額 勤勉手当支給率0.05月引上げ
		その他の増減分	1,286	人事異動等による増額	

議案第12号

令和元年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

令和元年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、それぞれ275千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ336,215千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和元年度江差町公共下水道事業特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、減額その他変更をする必要が生じたことによる。

令和元年度 公共下水道事業特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
公共下水道費	一般管理費	職員人件費	45				45		
公債費	利子	公債費(利子)	▲ 320				▲ 320		
計			▲ 275				▲ 275		

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		185,432	△275	185,157
	1 一般会計繰入金	185,432	△275	185,157
歳入合計		336,490	△275	336,215

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 共 下 水 道 費		162,190	45	162,235
	1 総 務 費	22,193	45	22,238
2 公 債 費		174,300	△320	173,980
	1 公 債 費	174,300	△320	173,980
歳 出 合 計		336,490	△275	336,215

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	185,432	△275	185,157
歳入合計	336,490	△275	336,215

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1公共下水道費	162,190	45	162,235			45	
2公債費	174,300	△320	173,980			△320	
歳出合計	336,490	△275	336,215	0	0	△275	0

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
4 繰入金	185,432	△275	185,157
1 一般会計繰入金	185,432	△275	185,157
1 一般会計繰入金	185,432	△275	185,157
歳入合計	336,490	△275	336,215

単位：千円

節		説明
区	分	
1	一般会計繰入金	△275

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 公共下水道費	162,190	45	162,235			45	
1 総務費	22,193	45	22,238			45	
1 一般管理費	22,193	45	22,238			45	
2 公債費	174,300	△320	173,980			△320	
1 公債費	174,300	△320	173,980			△320	
2 利子	21,914	△320	21,594			△320	
歳出合計	336,490	△275	336,215	0	0	△275	0

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
2	給料	17	一般職
3	職員手当等	24	期末手当 4 勤勉手当 17 退職手当組合負担金 3
4	共済費	4	共済組合負担金
23	償還金利息及び割引料	△320	長期借入金償還利息

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)		
補 正 前	長 等									
	議 員									
	その他の特 別 職									
	計									
補 正 額	長 等									
	議 員									
	その他の特 別 職									
	計									
補 正 後	長 等									
	議 員									
	その他の特 別 職									
	計									

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	2		5,033	4,465	9,498	1,846	11,344	
補 正 額			17	24	41	4	45	
補 正 後	2		5,050	4,489	9,539	1,850	11,389	

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当	時間外手当	通勤手当	住居手当	児童手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 前	507	113	1,238	881	285	200		306	
	補 正 額			4	17					
	補 正 後	507	113	1,242	898	285	200		306	
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	管理職特別 勤務手当 (千円)	退職手当 組合負担金 (千円)	備 考				
	補 正 前				935					
	補 正 額				3					
	補 正 後				938					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	17	給与改定に伴う増減分	17	人事院勧告に伴う増額	給料表の改定(平均0.1%)
		昇給に伴う増減分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	24	制度改正に伴う増減分	24	人事院勧告に伴う増額	給料の増額改定に伴う増額 勤勉手当支給率0.05月引上げ
		その他の増減分			

